



## 強い会社をつくる！製造業の戦略的な会計と税務

## 第9回 株式をめぐる問題と対策

皆さん、こんにちは。御堂筋税理士法人の松本と申します。前回の自社株の評価方法にひきづり、今回は、自社株をめぐる問題と対策について検討していきたいと思います。

事業承継をスムーズに行うためには、自社株の承継についてのプランニングが重要となってきます。後継者が安定した経営を行うためには、自社株の承継の際に、どのようにして支配権を確保するかを考えておく必要があります。支配権確保のため、後継者は一定割合の株式を所有することが必要となり、相続・贈与・譲渡等の手法を活用することになります。通常、株式の移動には税金の負担が発生するため、最小限の税負担になるよう自社株の評価額をコントロールしなければなりません。

そこで、今回は経営権の確保と自社株の評価の引き下げ策についてお話しします。

## 1. 経営権を確保する

- ・議決権確保に問題はないか？
- ・問題となる株主がいる場合の対策は？
- ・直系以外が承継する時オーナー権はどうする？
- ・後継体制が不安な時に影響力を確保するには？

経営権の確保をする主な手法としては、以下の2つになります。

## (1) 持株比率により経営権を確保する

普通株式については、持株比率により行使できる株主の権利が決まっています。

## 所有割合と行使できる主な権利の内容

2/3 以上保有	株主総会の特別決議を単独で成立させられる(定款の変更、合併・分割・解散、営業譲渡等)
1/2 超保有	株主総会の普通決議を単独で成立させられる (役員の選任・解任、剩余金の配当、自己株式の取得等)
1/3 超保有	株主総会の特別決議を単独で阻止できる
1/10 以上保有	解散請求権
3/100 以上保有	株主総会招集請求権 役員の解任請求権 会計帳簿閲覧請求権 業務財産検査役選任請求権
1/100 以上保有	総会検査役選任請求権 株主議案提出権 代表訴訟提起権 単独株主提案権

上記の表からわかる通り、所有割合 1/2 超、 2/3 超が検討する目安になると思います。所有割合が高ければ安定的な支配権確保が可能ですが、一定の株数が必要となるため、株式の評価額（1株当たりの評価額×株数）が高くなるという点が問題です。支配権確保をクリアした後の残りの株式については、従業員持株会その他安定株主となる第三者を株主とすることになります。

## (2) 種類株式を活用する

会社法上、普通株式とは別に「権利の内容が異なる株式」を発行することができます。これを「種類株式」といいます。

## 会社法に規定されている種類株式の種類

## ① 剰余金配当

株主ごとに異なる配当ができる

## ② 残余財産配当

会社清算時に残余財産を株主ごとに異なる分配ができる

## ③ 議決権制限種類株式

株主総会での議決権の行使を制限することができる

## ④ 譲渡制限種類株式

特定の種類株式のみ譲渡を制限することができる

## ⑤ 取得請求権付種類株式

株主が会社に対し、その株式を買い取ってもらうことを請求できる

## ⑥ 取得条項付種類株式

一定の事由が生じたことを条件として会社が株式を買い取ることができる

## ⑦ 全部取得条項付種類株式

株主総会の決議で、会社がその株式の全部を買い取ることができる

## 2. 自社株の評価を下げる

## (1) 自社株の評価方法

前回お話しさせていただいた非上場株式の税務上の評価方法である原則的評価方式と特例的評価方式について簡単に紹介しておきます。

## ① 原則的評価方式

I 純資産価額方式…資産と負債の時価評価により株価を算出する方式

II 類似業種比準価額方式…配当金額、利益金額、純資産価額(簿価)により算出する方式

## III 「I・II」併用方式

## ② 特例的評価方式

配当還元方式…年配当を基準に株価を算出する方式。

## (2) 自社株の評価対策

事業承継対策の際に問題となる、上記の原則的評価方式による自社株評価額の引き下げ方法について見ていきたいと思います。

## ① 会社規模の変更

株価は会社の規模に応じて類似業種比準価額方式と純資産価額方式、そして二つの併用方式により計算されます。また会社規模が大企業<sup>\*1</sup>に近づくほど類似業種比準価額方式の株価の割合が大きくなります。つまり純資産価額方式が類似業種比準価額方式の株価を上回っている場合には、なるべく類似業種比準価額方式の株価の割合を多く使えるようにすることがポイントになります。そして会社規模を変更するためには、判定の要素である従業員数・売上高・総資産をなるべく増やすことが必要となります。(※1)会社規模判定表は前月号参照)

## ② 類似業種比準価額の引き下げ

類似業種比準価額は同業種である上場企業の1株あたりの配当金額・利益金額・純資産価額の3要素を自社のそれと比較し株価を算出<sup>\*2</sup>することになります。(※2)計算式は前月号参照)

つまり、類似業種比準価額方式から算出される株価は、以下の方法で引き下げることができます。

## I. 配当金を引き下げる

株価評価の対象となる配当金は経常的な配当ですので、それらの配当を引き下げるまたは行わないようとする

## II. 利益を引き下げる

類似業種比準価額の計算式を前月号でご確認いただると利益の要素が3倍とウェイトが高くなっています。株価評価に与えるインパクトが大きいことがわかります。この利益を引き下げる具体策については様々ありますが、代表的なものを見ていきます。

- ・役員退職金の支給
- ・損金性の高い生命保険料の活用
- ・不良債権の処理
- ・含み損を抱えている固定資産を処分
- ・オペレーティング・リース取引

## III. 純資産価額を引き下げる

純資産価額を引き下げるために有効な方法は、上記の利益引き下げ対策ともつながっていますが、含み損の出ている固定資産の処分、不良債権の処理により引き下げることが可能です。

※留意事項：類似業種比準価額方式については、あくまで比較する3つの要素があることが前提ですので、この比準要素が1つしかない場合や0の場合は、類似業種比準価額の株価が使える割合が少なくなる若しくは使えないといったこともありますのでご留意ください。

### (3) 純資産価額の引下げ

純資産価額方式における株価は、相続税評価を行った純資産と発行済み株式数によって計算されます。つまり相続税評価の純資産を減らすことで純資産価額方式における株価を引き下げる事ができます。

純資産価額方式の株価は決算書の帳簿価額を相続税評価額に置き換え、その純資産により株価を計算することになります。その方法として時価と相続税評価額に大きな乖離がある資産を取得することで、自社株の評価を引き下げる事が可能となります。

時価と相続税評価額の乖離が大きい資産の代表例として、不動産があげられます。例えば、不動産を取得することで時価と相続税評価額との落差を利用して純資産を下げる効果が期待できます。ただし、法人が取得する不動産に関して取得後3年間は時価によって評価することとされているため、上記の効果が株価に反映されるのは取得から3年経過後になります。

最近では中小企業でもM&Aが盛んに行われております。不動産ではなく、時価と相続税評価額との評価落差が大きい株式を取得すると、結果的に不動産取得の場合と同じ効果が得られます。この場合には、その効果が即株価に反映されます。

## 3. まとめ

後継者への自社株承継のプランニングに際しては、たくさんの選択肢の中から自社にあった方法を選択する必要があります。まずは、自社株の評価額を把握し、どのようにして後継者が支配権を確保していくべきか考えてみて下さい。

次回は、相続をめぐる問題と対策についてお話しさせていただきます。

### 御堂筋税理士法人

高業績企業をめざす中小オーナー企業の、経営のワンストップソリューションを標榜する税理士コンサルタント集団。会計がわかっているという強みをベースに、経営計画→実行管理→幹部育成→事業承継を一気通貫で進める。経営者によりそった問題解決（Solution&Accompany）をめざすスタッフ17名のうち、10名が税理士。日々実践と訓練にいそしむ。製造業、工務店、会計事務所などの業種に特に強い。

所在地；大阪市中央区今橋4-1-1  
淀屋橋三井ビルディング4F